平成２５年（フ）第３５６号
神奈川県伊勢原市伊勢原２丁目５番32号　オオサワ　ザ　セカンド301号、開始決定時の住所神奈川県伊勢原市伊勢原３丁目１番７号
破産者　亀井きよ子
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３２号
京都府京丹後市久美浜町大井５番地の１
破産者　橋本　　守
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第４９号
福岡県福岡市西区小戸４丁目29番31―305号、旧住所長崎県大村市原口町877番地11
破産者　富永　秀則
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
福岡県福岡市西区小戸４丁目29番31―305号、旧住所長崎県大村市原口町877番地11
破産者　富永由美子
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第２２８号
青森県上北郡横浜町字舘ノ後64番地２
破産者　藤島　一年
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４４号
富山市中市１丁目６番33号
破産者　中川　直行
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０３号
富山市八尾町宮腰777番地
破産者　山口　敏二
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４９号
相模原市中央区中央２―13―８、住民票上の住所神奈川県逗子市逗子４丁目１番22号
破産者　葉山　雄三
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２５号
富山県黒部市生地神区236番地
破産者　経塚　久子
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２９年（フ）第４９号
北九州市小倉南区大字小森37番地１
破産者　池永いづみ
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１９２５号
札幌市白石区本郷通８丁目南６番５号　コーポ北国５号
破産者　工藤亜基夫
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６３６号
仙台市青葉区大町２丁目４番１―503号、住民票上の住所仙台市青葉区霊屋下12番１―207号
破産者　加藤　澄子
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１１２８号
名古屋市港区九番町１丁目１番地の１　九番団地４棟202号
破産者　福田　道明
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５１８号
大阪府南河内郡河南町大字上河内482番地の１、開始決定時の住所大阪府南河内郡河南町大字上河内482番１号
破産者　北野　善司
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１８５号
福岡県久留米市野中町120番地８　秋山アパート６号、前住所福岡県久留米市国分町1236番地２　タウニィ国分Ａ棟201号
破産者　中野眞奈美（旧姓友田）
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１１１号
福岡県行橋市大字上検地13番地120　木村礼子方
破産者　木村雄次郎
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第４１号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘６丁目32番地16、破産手続開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市星ヶ峯２丁目22番１号
破産者　甲斐　道彦
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部